

令和6年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和6年2月27日（火）

令和6年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年2月27日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
印西市通学区審議会の諮問結果について
- 日程第 5 議案第1号
印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第2号
印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第3号
印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第4号
印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第5号
印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第10 議案第6号
印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第11 議案第7号
第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について
- 日程第12 議案第8号
印西市学校給食センター運営委員会への諮問について
- 日程第13 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田	充 良
3 番	委 員	栃 尾	知 子
4 番	委 員	豊 田	光 弘

欠席委員(1名)

2 番 委 員 鈴 木 裕 枝

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長 土 屋 茂 巳

教 育 部 副 参 事
(教育総務課長事務取扱) 鈴 木 圭 一

学 務 課 長 加 藤 知 巳

指 導 課 副 参 事 飯 野 普 二

学 校 給 食 課 長 海 老 原 裕 之

生 涯 学 習 課 長 飯 島 正 義

職務のため出席した職員(2名)

教 育 総 務 課 長 清 水 純 一 郎
総 務 係

教 育 総 務 課 佐 々 木 洋 子
総 務 係 主 査

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和6年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の定例会開催にあたり、鈴木委員より欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課副参事、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

1月26日金曜日、第25回印西市書道展及び第三部会小・中学校書き初め展がイオンホールであり、参観をしてみいました。委員の皆様にも同行していただき、ありがとうございました。

同日、千教連第2回教育長・教育委員研修会が流山市であり、委員の皆様と一緒に出席をしてみいました。

28日日曜日、令和5年度文化財防災訓練が別所地藏寺であり、出席をしてみいました。

同日、小林コミュニティまつりが前日の27日から開催されており、小林コミュニティプラザに行ってみいました。

29日月曜日、第3回総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

その会議に引き続いて、第3回男女共同参画推進本部会議が市役所で開催され、出席をいたしました。

同日、午後になりますが、令和5年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で開催されました。

31日水曜日、第4回学校適正配置審議会が市役所で開催され、出席をいたしました。

2月に入りまして、2日金曜日、令和5年度印教連教育功労者表彰式が成田市であり、出席をしてみいました。印西市の小・中学校の本年度末をもって退職される校長先生5人と教頭先生1人、合計6人が表彰されました。

同日、第4回印教連定例常任委員会が成田市であり、出席をいたしました。

7日水曜日、第2回家庭教育学級主事会議が中央駅前地域交流館であり、出席をしてみいました。

13日火曜日、第7回市校長会議が市役所であり、出席をいたしました。

14日水曜日、令和6年第1回市議会定例会が3月18日までの日程で開会されました。

27日火曜日、本日ですが、第2回家庭教育学級運営委員研修会が市役所で開催され、出席をいたしました。

そして、ただいまですが、令和6年第2回教育委員会定例会が開催され

ております。

行事予定でございます。

2月28日水曜日、第11回市教頭会議が中央駅前地域交流館で開催される予定です。

3月に入りまして、5日火曜日、原山小学校FIRST LEGO League challengeに参加した子どもたちが市長表敬訪問をする予定です。FIRST LEGO League challengeというプログラミングの大会がありまして、12月の東京での東日本大会において特別賞をいただき全国大会に出場する権利を得ました。2月22日に全国大会で特別賞をいただきまして、来年度5月に世界大会に出場できる権利を得たということでございます。

6日水曜日ですが、第3回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、出席をする予定です。

7日木曜日、印西市交通安全対策会議が市役所であり、出席する予定です。

12日火曜日、政策調整会議が市役所であり、出席をいたします。

13日水曜日、市内中学校の卒業式が挙行される予定です。委員の皆様にもご出席をいただくようになっています。

15日金曜日、今度は小学校の卒業式が市内18校で挙行されます。こちらにつきましても、教育委員の皆様にもご出席をいただければと思います。

16日土曜日、瀬戸幼稚園閉園式が瀬戸幼稚園でございます。こちらにつきましても、委員の皆様にもご出席いただければと思っております。

19日火曜日、ライオンズクラブからのランドセルカバーの寄贈式が市役所であり、出席をいたします。

21日木曜日、令和6年第3回教育委員会定例会が開催される予定でございます。

行事予定については以上でございます。

最後に1件、陳情の提出がありましたのでご報告いたします。

事前にお配りしておりましたので、内容についてはご覧いただけているかと思いますが、資料をお読みいただければと思います。

表題は、教育委員会への陳情書の提出についてということでありませう。

提出人及び内容につきましては、資料に記載のとおりとなります。

印西市教育委員会会議規則第28条の規定では、陳情のうち適当と認められるものは請願の例により処理をするものとなっておりますので、委員の皆様にお伺いいたします。

今回の陳情につきましては、添付しております指導課長の回答文にもございますように、請願と同等の取扱いをするといった特段の内容が存在しないものと見受けられますので、陳情として配付の形で受理したい

豊田委員	と思いますが、いかがでございましょうか。
教育長	配付で結構だと思います。
各委員	配付という意見がありました。いかがでしょうか。
教育長	異議なし
	それでは、異議なしということでございますので、各委員への配付ということで処理をいたします。
	報告につきましては以上でございますが、何かご質問がございましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	ありがとうございました。
	それでは、ここからの議事進行につきましては、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
職務代理者 (報告第1号)	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。
職務代理者	日程第4 報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを議題といたします。
	提案理由の説明を求めます。
	学務課長。
学務課長	報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果について。
	印西市通学区域審議会に印西市立小学校及び中学校の通学区域について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。
	令和6年2月27日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	それでは、ご説明いたします。
	令和5年8月22日に、通学区域審議会に西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部に関する通学区域の見直しについて諮問いたしました。
	審議会におきましては、通学距離、児童・生徒の登下校の安全面、周辺の道路状況などを調査、審議にあたり、その結果、高花小学校及び船穂中学校の通学区域に変更することが妥当であるとの答申をいただきました。
	なお、付帯事項といたしまして、1つ目、対象地で西の原小学校及び西の原中学校への学区外就学の希望があった場合には、柔軟に認めること。
	2つ目としまして、通学路における児童生徒の交通安全確保に十分に配慮すること。
	3つ目といたしまして、通学区域が変更となる区域の保護者、地域住民等に対して、十分に周知を行うこととの意見をいただきました。
	対象地につきましては別紙の赤い点線で囲んだ、黄色く色づけられた

草深の天王前と蛭沼の地域となります。

通学区域の変更につきましては、令和7年4月1日からの予定となっております。

報告は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第5 議案第1号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、令和6年4月からの組織の改編に伴いまして、係の追加及び分掌事務を改正するものでございます。

組織につきましては、市の行革による組織改編実施方針に基づきまして、体制の強化、事務の効率化のため毎年度改編をしております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

具体的には係の新設について第11条でございますが、教育総務課の教育施設係を整備係と管理係の2係に分け、課内3係体制とし、指導課の指導班を指導係と学校保健係の2係に分け、課内2係体制とするものです。

事務分掌については、第12条から第13条の2までをご覧ください。

教育総務課の係の新設に伴い、学務課で所掌していた学校備品等の整備に関する事務を教育総務課管理係へ移管するほか、それぞれの課で係の新設に伴う例規の整備が主な内容でございます。

次に、2、改正の理由ですが、令和6年度の組織改編に伴い関係規則を改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

それでは、1点、質問させていただきます。

第11条関係で分掌事務の変更に伴いまして、各係の細分化を行っているところでございますけれども、旧9係を11係に変更するというところでございますけれども、人員数の変更等はあるのでしょうか。職員数です。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

指導課ですと係を新設する関係で、係長が人員が増員ということになります。全体的に1名増ということで、学務課から教育総務課については、人員要望的には1名を教育総務課に異動するというところで、全体人員的には変わらないということです。

職務代理者
豊田委員
職務代理者
教育総務課長
豊田委員
職務代理者
各委員
職務代理者

豊田委員。

そうしましたら、教育部全体だと1名増ということですか。

総務課長。

1名増ということになります。

分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決します。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職務代理者

日程第6 議案第2号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第2号 印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第2号審議資料をご覧ください。

まず、改正の要旨につきましては、第16条の表中瀬戸幼稚園の項及び第17条にあります「瀬戸幼稚園は満4歳から、もとの幼稚園は」を削るものでございます。

改正の理由としましては、印西市立瀬戸幼稚園を印西市立もとの幼稚

園に集約し、令和6年3月31日をもって印西市立瀬戸幼稚園を閉園することに伴い、関係規則を改めるものでございます。

なお、施行期日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

それでは質問させていただきます。

新旧対照表の第16条関係の表でございますけれども、定員の部分で瀬戸幼稚園が閉園する関係で210人が定員ということでございますけれども、そのままもとの幼稚園のほうに瀬戸幼稚園のほうから編入されたりとか、そういった子どもさんが多数いらっしゃると思いますが、もとの幼稚園の定員について315人のまま定めておりますけれども、これは何か意味がございますでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

今のご指摘があった定員につきましては、現在瀬戸幼稚園が年長の13名在園しております。この13名は3月をもって卒園という形になりますので、集約が図られますが、瀬戸幼稚園からもとの幼稚園に園児が転園するという状況はございません。ですので定員はそのままということになっております。

以上でございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

そうしますと定員というのは、もとの幼稚園が315人というような考えでよろしいですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

そのとおりでございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

そうしますと、315人で十分な定数というような考えでよろしいわけですね。

職務代理者

学務課長。

学務課長

来年、定員315名に対して、もとの幼稚園の園児の予定数は156人を予定しておりますので、この定員で十分だと考えています。

以上でございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

よく分かりました。そうしますと考え方とすれば、定員については現在もとの幼稚園で収容できる人数が315人というような考えで、この定員というのは見ればいいということで理解しました。ありがとうございました。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第2号について採決を行います。
お諮りいたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
職 務 代 理 者

続いて、日程第7 議案第3号 印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学 務 課 長

学務課長。

議案第3号 印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立幼稚園送迎バスの実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第3号審議資料をご覧ください。

まず改正の要旨につきましては、第3条の表瀬戸幼稚園の項を削り、同表もとの幼稚園の項運行区域の欄中を改めるものでございます。

続きまして改正の理由としましては、印西市立瀬戸幼稚園を印西市立もとの幼稚園に集約し、令和6年3月31日をもって印西市立瀬戸幼稚園を閉園することに伴い、関係規則を改めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

最後に、新旧対照表をご覧ください。

改正箇所といたしましては、第3条の表中にあります瀬戸幼稚園の項を削り、同表もとの幼稚園の項運行区域の欄の中にあります「中根」の前に「瀬戸、山田、平賀、平賀学園台一丁目～三丁目、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、つくりや台一丁目～二丁目、吉田、美瀬一丁目～二丁目、舞姫一丁目～三丁目、若萩一丁目～四丁目、」を加え、滝野「～六丁目」を「～七丁目」に改め、「みどり台一丁目～三丁目」の次に「草深の一部」を加えるものになっております。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

各 委 員
職 務 代 理 者

(議案第4号)
職 務 代 理 者

学校給食課長

議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校給食課長。

議案第4号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第4号審議資料、4-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございます。

令和6年4月の高花学校給食センターの新設に伴いまして、規則中、学校給食センターに置く班及びその事務分掌に、高花学校給食センターに係る規定を加えるものでございます。

続きまして、2、改正の理由でございます。

令和5年第3回印西市議会定例会におきまして、印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決し、高花学校給食センターを新設することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

3、施行期日は令和6年4月1日でございます。

続きまして、条例の改正箇所を4の新旧対照表に沿ってご説明いたします。

改正箇所は、第14条、班及び事務分掌の表でございます。

4-2ページ下段から4-3ページまでの間の左側の新しい表にございます下線部分をご覧ください。

表に高花学校給食センターの項を、また、当該給食センターに置く管理班及び業務班の目に加え、各班の事務分掌を節で整理をしております。

附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
なし
よろしいですか。
質疑なしと認めます。
議案第4号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職務代理者

日程第9 議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
教育総務課長。

教育総務課長

議案第5号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、令和6年4月からの組織改編等に伴いまして、別表中の個別専決事項を改めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず別表の2、個別専決事項第1号の教育総務課に関する事項では、教育総務課に管理係を新設することに伴いまして、学校の備品購入計画の決定に関する専決事項を学務課から移管するものでございます。

また、現在の事務処理の状況に合わせて、第2号、学務課に関する事項にありました管理施設整備事業費の交付申請に関する専決事項を廃止し、準教科書の承認に関する専決事項は、第3号、指導課に関する事項へと変更するという内容でございます。

次に、2、改正の理由でございますが、令和6年度の組織改編に伴い関係規程を改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はございませんか。
なし
質疑なしと認めます。
議案第5号について採決をいたします。

各 委 員
職 務 代 理 者

(議案第6号)
職 務 代 理 者

教育総務課長

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

各 委 員
職 務 代 理 者

(議案第7号)
職 務 代 理 者

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

日程第10 議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1、改正の要旨でございますが、別表第2中の印西市立瀬戸幼稚園の項を削り、印西市高花学校給食センターの項を新たに加えるものでございます。

2、改正の理由でございますが、令和5年度末をもちまして印西市立瀬戸幼稚園が閉園すること、また、令和6年4月から印西市高花学校給食センターが新設されることに伴いまして、関係規程を改めるものでございます。

3、施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

議案第7号 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について。

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針を別紙のとおり定める。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針につきましては、令和5年第8回印西市教育委員会定例会において報告しました後、令和5年9月に市民意見公募を実施し、その結果を受けまして令和5年11月及び令和6年2月に印西市学校適正配置審議会に諮り、別紙のとおり作成いたしました。

前回の報告から主な変更の4点のみご説明申し上げます。

まず1点目でございますが、9ページをご覧ください。

5、今後の小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移につきまして、令和5年度の児童生徒数等推計業務委託に基づく推計に数値を変更し、以降のページについても数値を改めております。

次に、2点目といたしまして、12ページから14ページをご覧ください。

1の学校規模による学校教育への影響につきまして、市民意見公募において小規模校のデメリットの記載に偏りがあると、メリット、デメリットの記載の見直しの要望がございましたことから、学校適正配置審議会において記載内容を再検討し、改めております。

次に、3点目といたしまして、16ページをご覧ください。

(1)学校適正規模の区分につきまして、市民意見公募において過大規模校の区分を設けることについての要望があったことから、区分に過大規模を追加し、以降のページにつきましても改めております。

最後に、4点目といたしまして、46ページをご覧ください。

6、学校適正配置の優先度及び今後の進め方に記載の望ましい学校数につきまして、前回は24校が望ましいと記載していたところですが、16校に記載を改めております。24校は学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数であり、令和11年度の児童・生徒数の状況から検討した学校適正配置の観点から、望ましい学校数としては16校になる旨、学校適正配置審議会にて議論があったことから、記載を改めたものでございます。

ただし、学校適正配置を進めるにあたっては、通学距離や通学時間及び地域の歴史や、学校としての社会的なつながりなどの地域特性に配慮し、学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数を考慮した上で、今後も検討を行ってまいりたいと考えます。

主な変更点については以上となります。ご承認いただきましたら今回の案をもちまして最終的な方針として策定をし、周知を行う予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

意見というか印象ですけれども、随分とよりよく改善されてきているなというところと、あと、市民の意見をしっかり受け止めて反映されているなという印象でした。

特に16ページの学校適正規模の区分、こちらに過大規模校の記載を入れたりとか、とても大きいことをやられています。基準って難しいと思います。国の基準が正しいかどうか私には分かりませんし、国の基準がどう変わっていくかというのは私はよく分からないですけれども、ただ皆さんその基準を指標としていろいろ物事を考えていらっしゃるの、やはり過大規模校が、自分の学校が大規模校だと認識の下、いろいろ考えられているのだと思いますので、それを要は認めてもらえたところでは市民に歩み寄ったなと、歩み寄ってくださったなという印象を受けるので私は大歓迎です。

引き続き、よりよいものにしていただけたらなと思っております。

職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)

職務代理者

日程第12 議案第8号 印西市学校給食センター運営委員会への諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校給食課長。

学校給食課長

議案第8号 印西市学校給食センター運営委員会への諮問について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第8条第2項の規定により、印西市学校給食センター運営委員会に次のとおり諮問する。

令和6年2月27日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

学校給食費の改定について(諮問)。

1、諮問事項は、学校給食費の改定についてでございます。

続きまして、2、諮問理由でございます。

(1)趣旨を読み上げます。

本市の学校給食費は、令和5年2月3日付で貴運営委員会からいただいた答申の附帯意見を尊重し、賄い材料費の物価高騰分に公費を補填する方法により現行の額(小学校267円(月額4,620円)、中学校297円(月額5,140円))を据え置いてきましたが、総務省が公表する食料の消費者物価指数は答申後も依然として高い水準を維持しています。

つきましては、今後も質と量を確保した栄養豊かな学校給食を安定的に提供し続けていくため、学校給食費の改定を検討したく、貴運営委員会で審議し、答申をいただくものです。

続きまして、(2)審議事項につきましては、学校給食費の改定額、改定時期等について、審議をお願いするものでございます。

ここで補足説明をさせていただきます。

本日この後、その他報告で学校給食費の完全無償化のお話をさせていただきますが、一見、給食費の値上げと無償化の検討を同時に行うのかというような疑問を持たれる方もいらっしゃるかと思います。この完全無償化につきましては、学校給食費に市が公費を充てることで実現を図るという形になりますので、仮に完全無償化が実施された場合であっても、学校給食費の管理は引き続き行っていくことになります。

また、学校に勤務する教職員ですとか、我々給食センターに勤務する市職員は無償化の対象から外れること、さらに学校給食費が賄い材料費相当額であることから、適正な予算を確保する上でも、物価高騰分も反映した学校給食費に適正化を図る必要があるということでございまして、このたびの諮問に至っているところでございます。

補足説明を含めまして説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

豊田委員。

豊田委員

1点お伺いしますが、今、給食費の無償化のお話が出ていましたが、今後そういうふうになっていくのかなとは感じますが、例えば無償化になった場合、今現在給食費については各学校で徴収というかされているわけですよね。学校に納めるという、学校単位で納めるというような形なのでしょうか。それとも市のほうへ納めるというような形なのでしょうか。

職務代理者

学校給食課長。

学校給食課長

現在、印西市の学校給食費につきましては、公会計で実施をしております。学校給食課で請求及び徴収を行っているところでございます。

豊田委員

分かりました。

職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>学校給食費の徴収は、基本的には口座振替でやらせていただいているんですが、何らかの理由で引き落としができなかった場合は現金納付となりますので、学校に直接お持ちするほうが保護者にとって都合がいいというような場合は、学校に納めていただき、それを我々が連絡を受けて取りに伺うということはやっています。</p>
職務代理者 豊田委員	<p>豊田委員。</p> <p>分かりました。</p> <p>徴収については公会計のほうで実施しているということで、あと、未収部分についても市の担当の方が集金に上がるとか、そういった納めてくださいというような、説得というかお願いをされているということですね。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>お見込みのとおりでございます。</p>
職務代理者 豊田委員	<p>豊田委員。</p> <p>ちなみに未収率というのは何%ぐらいありますか。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>率につきまして今、詳しい資料を持っておりませんが、過年度分の滞納額は700万円ほどあるような状況でございます。</p>
職務代理者 豊田委員	<p>豊田委員。</p> <p>給食費は決算額でどのくらいですか。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>令和4年度の決算額で申し上げますと現年度分の収入済額が約5億8,400万でございます、収入未済額が約650万円ほどございます。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理者 豊田委員	<p>豊田委員。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>また、子どもさんの中には例えば給食を食べられないというようなお子様も、児童の方もいらっしゃるのでしょうか。例えばアレルギーを持っていて、お弁当を持っていかなければ対応できないとかっていう、そういう子どもさんっていうのもいらっしゃるのでしょうか。</p>
職務代理者 学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>そうですね、理由は様々あると思いますが、給食を食べられなくてお弁当をお持ちになっている方もおられれば、アレルギーをお持ちの方で、今日のメニューの一部を食べられないですとか、副菜だけ食べられない、デザートを食べられない、あと牛乳を飲めないですとか、そのようなお子様もおられます。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理者 豊田委員	<p>豊田委員。</p> <p>そういった人間的なものは特に現在分かっていらっしゃいますでしょ</p>

うか。どのぐらいの児童数がいらっしゃるとか。すみません、大変細かいところですが、先ほど課長さんからご説明があったとおり、例えばこれが食べられる、これが食べられないといっても、給食費については一律に基準額、示された金額を徴収されていると思うんですよね。そういった中で気になったのは、そういう児童数がどれくらいいるのかということ、今後、無償化になった場合に、そういった児童さんの対応というのはどんなふうになっていくのかなというのが、ちょっと疑問に思いました。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

すみません、個別のアレルギー対応につきましては、学校と保護者との間で調整を図っているため、その人数についてははっきりとした数字は把握しておりませんが、相当数おられるものと思われま。

職務代理者
豊田委員
職務代理者
学校給食課長

豊田委員。

そんなにいらっしゃるんですか。

学校給食課長。

はい。おられます。あと、給食費の無償化につきましては、これからまさに本格的な検討を進めていくというような形になりますので、方向性が出た段階で、また皆様にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

すみません、まさしくそのとおりだと思います。今後そういった情報を随時公開していただければと思います。あくまでも無償化というのは子育て支援の一環というような形だと思いますので、市外に例えば就学されている児童さんですとか、そういった方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、どこまでそれを拾い上げるのかという問題もたくさんあると思いますけれども、幅広く子育て支援というような形であれば、措置を今後していただければよろしいのかなと、個人的な意見ですけれども。

以上でございます。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

様々な事情でお弁当をお持ちの方ですとか、私学に通われている方がおられるかと思いますが、現在、学校給食課では心身の健やかな成長を目的として、公立小・中学校に通われている児童・生徒に栄養豊かな給食を提供しているというところがございますので、それらを十分に踏まえながら、今後の無償化の制度設計を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

豊田委員
職務代理者

よろしくお願いたします。

私のほうから1つだけ。

以前にちょっと問題になった、給食費の未払いの人が今はどうなっていましたでしょうか。

学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>給食費の未払いの方につきましては、まず現在学校に通われている児童・生徒の現年度及び過年度分に関しましては、毎月学校を通じて未納のお知らせをし、納付のお願いをしているところでございます。また卒業されてしまった方につきましては、年2回にはなるんですが、こちらのほうからもやはり未納通知を発送しております。住所が分からなくなってしまった方については、転居先を調べながらなるべくコンタクトを取れるように努めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理人	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろいろなご苦勞があり、大変だったと思いますが、無償化すれば未払いというのはなくなると思うのですが、今後ともよろしく願います。</p>
学校給食課長	<p>学校給食課長。</p> <p>仮に完全無償化になった場合は、それ以降の現年度分の徴収はなくなりますが、過年度分の未徴収の方につきましては、完全無償化になっても残りますので、その対応は引き続き我々のほうで行っていくことになります。</p> <p>以上でございます。</p>
職務代理人	<p>よろしく願います。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>
各 委 員 職務代理人	<p>なし</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第8号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
各 委 員 職務代理人	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
(その他) 職務代理人	<p>日程第13 その他について、何かございますでしょうか。</p> <p>学務課長。</p>
学 務 課 長	<p>学務課からお願いいたします。</p> <p>令和5年度卒業式・卒園式の日程についてです。</p> <p>日程及び出席者につきましては一覧表、お手元の一覧表をご覧ください。</p> <p>委員の皆様にも出席をお願いいたしますが、各学校において受付時間が違いますので、必ずご確認くださいようよろしく願います。</p> <p>現時点においては本年度の卒業式・卒園式はコロナ感染防止対策を取った上で、コロナ禍前の形態での実施ということになる予定になってお</p>

ります。しかし、教育委員会からの告示につきましては、登壇し読み上げは行わず、教育委員会からのお祝いのメッセージを書面にて配付することとなっておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

職務代理者

その他。

指導課副参事。

指導課副参事

では、続きまして、令和5年度印西市部活動地域移行推進協議会の報告及び進捗状況についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

印西市では令和5年度に印西市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、4回の協議会を実施いたしました。各回の協議会での協議内容については、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、資料、下のほうになります。

印西市独自の部活動地域移行スケジュールについてご説明いたします。

令和5年度は部活動地域移行推進協議会を設置し、年4回の協議会を実施いたしました。令和6年度は部活動地域移行に向けたモデル事業準備、本格実施に向けた予算積算をしまいであります。令和7年度は中学3年生が引退し、新チームで活動を始める9月から、1～2種類の地域移行モデル事業を実施予定でございます。令和8年度は市内の休日の全部活動の地域移行を、これも新チームが始動する9月から実施することを予定しております。その後につきましては、平日の部活動の地域移行について検討をしていく予定としております。

資料裏面をご覧ください。

部活動地域移行に関わる印西市の実態につきましては、印西市は大規模校と小規模校が混在することで、設置部活動数や性別での格差が生じているという状況でございます。

続いて、印西市部活動地域移行の在り方(イメージ図)をご覧ください。

印西市が目指している部活動地域移行は、学校単位ではなく統合型の地域クラブを設置したいと考えております。陸上部を例に挙げますと、令和5年度は各学校を合計しますと約300名の部員が在籍しております。これを1クラブ30数名程度と試算して、学校の枠を超えた市内9チームを設置するというような考え方であります。

現在、印西市内休日の活動がある部活動が約100ございます。これが統合することで、約70の地域クラブの設置が必要になるというふうに考えております。

報告及び進捗状況につきましては以上でございます。

職務代理者

学校給食課長。

学校給食課長

学校給食課より学校給食費の完全無償化に関するご報告でございます。

配付資料はございません。

印西市では、第3子以降の児童・生徒を対象に学校給食費の無償化を実施しておりますが、現在開会中の令和6年第1回印西市議会定例会の一般質問におきまして、板倉市長から学校給食費の完全無償化について、実施に向け検討を進めていく旨の答弁がございました。現在、完全無償化を実施している自治体への聞き取り調査などを行っており、今後、本格的な検討を進めてまいりたいと考えております。

実際に実施するとなりますと、予算などの関係で議会の可決が必要でありますので、制度設計等が固まりましたら、また皆様に情報提供をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習課より2点ご報告させていただきます。

1点目でございますが、第3回印西まちなか音楽祭の開催についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。

3の開催日時でございますが、令和6年5月12日日曜日、11時からでございます。

4の会場でございますが、令和5年度に実施したものと同様に11ステージを予定しております。

詳細につきましては、別添させていただいておりますタイムテーブルのほうをご覧くださいと思います。

続きまして、5の内容でございますが、今回も出演者の皆様は音楽祭の運営にも携われるとともに、ボランティアスタッフのご協力をいただきながら手作りのイベントを計画して、音楽演奏のほかにスタンプラリー等を実施する実施する予定でございます。

5の(6)でございますが、第3回につきましては千葉県誕生150周年記念事業に応募いたしまして、採択されております。一部のステージにおきまして、県誕生150周年を記念したオリジナル楽曲を募集して、演奏をしていただく予定でございます。

6の出演団体数は86組、約450人を予定しております。

本事業でございますけれども、市民の皆様が主体となられて企画、運営をされていること、また、会場についても企業の皆様のご協力をいただいております。実施している音楽イベントでございます。生涯学習課といたしましては引き続き、市民の皆様と共にさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。

令和6年度無形民俗文化財公開予定について、ご報告させていただきます。

ます。

お手元の資料をご覧ください。

文化財の公開予定日及びご出席をいただきたい委員の皆様は、記載のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ご報告は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。ありませんか。

各委員

なし

職務代理者

これで日程第13 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく願います。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回、教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

次回の教育委員会会議の開催についてご連絡いたします。

令和6年第3回印西市教育委員会定例会は、3月21日木曜日、午後1時30分から、こちらの41会議室で行う予定でございます。

なお、定例会終了後、原小学校第2校庭等の現地視察を予定しておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教育長

以上をもちまして、令和6年第2回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(15時06分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月27日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子